

平成二十一年四月三日受領
答弁第一四九号

内閣衆質一七一第二四九号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村建夫

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する再質問に対する答弁書

一について

「事柄の性質上」とは、抗議の有無については、それぞれの事案を検討の上、適切に判断すべき性質のものという意味である。

二及び三について

抗議の有無については、それぞれの事案を検討の上、適切に判断すべき性質のものであることから、外務省としては、先の答弁書（平成二十一年三月十日内閣衆質一七一第一六八号）の一、三及び四について等で累次にわたつてお答えしているとおり、それぞれの事案を検討の上、適切に判断してきているところであり、こうした点については国民の理解は得られているものと考えている。なお、先の答弁書（平成二十一年十二月二十六日内閣衆質一七〇第三五〇号）の八について等で累次にわたつてお答えしてきているとおり、御指摘の「佐藤氏の指摘」にあるような事実は確認されていない。